16-5. 総合型選抜(社会人)[1次~5次]

総合型選抜(社会人)は、すでに高等学校等を卒業して社会人として生活し、大学でさらなる学びを求める社会人を対象として行う選抜です。入学した場合には、学習を支援するために、年間20万円の奨学金が支給されます。

(1)出願資格

社会経験を有する22歳以上の者(令和8年3月31日までに22歳となる者を含む)で次のいずれかに該当し、入学後の学習目標を明確に持っている者です。本学への進学を強く希望し、合格した場合必ず入学することを 条件とします。

- ①高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- ③学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- ④本学の個別の入学資格審査により、上記に該当すると認められた者(願書受付開始の1か月前までに鳥取 短期大学 入試広報課へお問い合せください)

(2) 出願手続 (p. 6参照)

願書受付期間内に「インターネット出願登録」「受験料の払込」「出願書類の郵送」を行ってください。 インターネット出願についての詳細は、7月以降に本学ホームページに掲載します。

(3)出願書類

出願書類一式	備考		
入学願書・写真票 (総合型選抜 用)	本学所定の用紙(インターネット出願サイトより印刷)		
写真(2枚)	たて4cm×よこ3cm(入学願書・写真票に貼付してください)		
高等学校卒業証明書	出身学校で作成したもの (または高等学校卒業と同等以上の能力を有することを証明する書類)		
エントリーシート	本学所定の用紙「総合型選抜(社会人)エントリーシート」 (インターネット出願サイトより印刷)		

[※]**奨学金制度利用希望者**(「とりたんファミリー支援(入学金免除型)」・「とりたん同窓会支援(入学金免除型)」)は、「19. 奨学金制度」(p. 29)を確認の上、該当する支援制度の願書を提出してください。

(4)受験料 25,000円

(5)試験日程

\=/ REV.W\ (== 1==						
選抜区分	願書受付期間	面談日	面談会場	面談結果通知	合格発表	入学手続締切日
1 次	9月1日(月)~ 9月5日(金)	9月14日(日)		9月28日(日)	11月2日(日)	11月14日(金) 17時必着
2次	9月17日(水)~ 9月25日(木)	10月5日(日)			11月2日(日)	11月14日(金) 17時必着
3次	11月20日(木)~ 11月27日(木)	12月7日(日)	本学		12月14日(日)	12月25日(木) 17時必着
4次	1月28日(水)~ 2月6日(金)	2月15日(日)			2月22日(日)	3月6日(金) 17時必着
5次	2月24日(火)~ 3月2日(月)	3月8日(日)			3月14日(土)	3 月23日(月) 17時必着

(6)選抜方法

書類審査・面談の結果を多面的・総合的に判定します。

(7)入学後の特典等

①社会人奨学金制度があります*1

入学者全員に年間20万円の奨学金を最大2年間支給します。ただし、2年次に進級する時点で継続希望者 は改めて所定の手続をし、審査を受けます。

②2年分の学費で3年間または4年間の修学が可能です**2

必ずしも2年間でなく、3年間または4年間をかけてゆとりをもって修学することができます。入学当初から3年間または4年間の修学を希望する場合は、2年間分の学費をその年数に分割して納入することができます。

③単位の読み替えが可能です**1

これまでに他の高等教育機関で取得した単位や技能審査合格を、文部科学省の基準に基づいた本学の規程 により、修得単位として読み替えることができます。(入学後審査)

4 育児、介護をしながら学ぶことができます

お子様や介護が必要な方を預けて学ぶことができるよう、近隣の施設を紹介します。保育施設につきましては、キャンパス内併設の認定こども園 鳥取短期大学附属こども園があり、入園された場合、基本保育料が半額となります。

⑤職業訓練制度「栄養士養成科・保育士養成科」が利用できます(生活学科 フードデザイン専攻、幼児教育 保育学科)

この訓練科は、国の政策のもと、産業人材育成センターと鳥取短期大学が共同で行う特別なプログラムです。所定の条件を満たす方を対象とし、対象者は、入学金、授業料等が無料となります。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合せください。

⑥専門実践教育訓練給付制度が利用できます(生活学科 フードデザイン専攻、幼児教育保育学科)

就労経験がある方で、所定の条件を満たし、資格を取得した場合、教育訓練経費が支給されます。詳しくは、お近くのハローワークにお問い合せください。

- ※1 職業訓練制度利用者は除く
- ※2 職業訓練制度および 専門実践教育訓練給付制度 利用者は除く